

基 準 該 当 関 係

|           |     |
|-----------|-----|
| 医福審一老・介合同 |     |
| 11.6.2    | 060 |

## 基準該当短期入所生活介護の基準（案）の概要について

### 1 趣旨

- ア 現在、一部の地方公共団体等においては、その地域性（過疎、山間地、大都市部）や利用者の意向を踏まえ、現行の国の制度外の事業として、地方公共団体等が独自にデイサービスセンターに併設した小規模のショートステイ事業を実施している。
- イ このようなショートステイ事業についても地域の実情を踏まえ、介護保険の対象事業となるよう要望等があったところである。
- ウ ついては、このような実態、要望等を踏まえ、地域の実情に合わせた短期入所生活介護サービスが提供できるよう基準該当サービスとして（案）をお示しするものである。

### 2 概要

| 基準該当短期入所生活介護の主な基準（案）   | 指定基準との比較                                |
|--|---|
| <p>1 規模・定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定通所介護事業所等に併設<br/>（通所介護等の職員による支援体制の確保）</li> <li>○ 20床未満</li> </ul> | ← 20床以上<br>（特別養護老人ホーム等に併設する場合は20床未満でも可） |
| <p>2 利用対象者</p> <p>利用者10人未満の場合は、就寝時間中における排泄その他の介護及び世話を必要としない者<br/>〔夜勤体制の確保が困難であることから、基本的に宿直で対応可能となるよう利用対象者を制限〕</p>          | ←（利用対象者の制限なし）                           |
| <p>3 職員体制</p> <p>利用者：介護・看護職員＝3：1<br/>（5年間は4.1：1で可）</p>   | ← 同左                                    |
| <p>4 夜間体制</p> <p>利用者10人以上…夜勤を含め、介護職員が常時1人以上の配置</p> <p>利用者10人未満…宿直で可<br/>※ただし、緊急時のバックアップ施設が確保されていること</p>                    | ← 介護職員は、夜勤を含め常時1人以上の配置                  |
| <p>5 設備・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室以外は併設施設との兼用可</li> <li>○ 構造については、建築基準法、消防法に抵触しなければ可</li> </ul>    | ← 耐火・準耐火に限定                             |

基準該当短期入所生活介護の基準（案）について

| A   |   |
|---|---|
| 人 員 基 準   | 基準該当の人員基準（案）  |
| <p>1 管理者<br/>原則、専従とする。</p> <p>2 医師（囑託可）</p> <p>3 生活相談員      100：1</p> <p>4 介護職員</p> <p>5 看護職員</p> <p>※上記4、5の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置割合<br/>利用人員：職員数＝3：1以上</li> <li>*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状態を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。</li> <li>・職種ごとに1名以上を常勤で配置すること</li> </ul> <p>（併設施設で行う場合の特例）<br/>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設されている定員20床未満の短期入所生活介護においては、上記4、5の職種の配置は、次の基準とすること。</p> <p>利用人員：職員数＝3：1以上</p> | <p>1 管理者（併設する指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）の管理者と兼務可）</p> <p>2 医師（囑託可）</p> <p>3 生活相談員</p> <p>4 介護職員</p> <p>5 看護職員</p> <p>・上記3、4、5の職員について、併設する指定通所介護事業所等の利用者の処遇に支障を来さない範囲で兼務可</p> <p>※上記4、5の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置割合<br/>利用人員：職員数＝3：1以上</li> <li>*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状態を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。</li> </ul> |

\*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1:1以上の配置にしても差し支えない。

- ・ 本体施設の入所者・入院患者の処遇に支障を来さない範囲で、兼務可とする。
- ・ 原則常勤が望ましいが、非常勤職員を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること

(空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合の上記4、5の職種の配置は次の基準とすること。

特別養護老人ホーム入所者数と短期入所生活介護利用人員の合計数：職員数

= 3:1以上

\*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1:1以上の配置にしても差し支えない。

6 栄養士

利用定員40人以下の施設は、他の社会福祉施設等との連携が図られれば、配置しなくても可

7 機能訓練指導員（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

8 調理員、その他の従事者  
実情に応じた適当数

6 栄養士

他の社会福祉施設等との連携が図られれば、配置しなくても可

7 機能訓練指導員（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

8 調理員、その他の従事者  
実情に応じた適当数

B

設 備 基 準

基準該当の設備基準（案）

- 1 利用者数等  
20人以上とし、専用の居室を設けること

○指定通所介護事業所等に併設しているものであること

- 1 利用者数等  
20人未満とし、専用の居室を設けること

（併設施設で行う場合の特例）

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設し短期入所生活介護のための専用の居室を設けて実施する場合は、20床未満でも可

（空床利用で行う場合の特例）

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可

\*現に老人福祉法の規定に基づき、短期入所専用ベッドを設置し、当該事業を行っている施設は、現行基準でのサービス提供が可能となる経過規定を設ける。

2 設備

○建物の構造

建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物又は同条第9号の3による準耐火建築物

2 設備

○建物の構造

建築基準法及び消防法を遵守していること

○次の設備を設けること

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、静養室、面接室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備

○次の設備を設けること。

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室、介護職員室その他必要な設備

- ・隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、短期入所生活介護の利用者及び隣接施設の入所者・入院患者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面所、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可

(併設施設で行う場合の特例)

- ・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、短期入所生活介護の利用者及び本体施設の入所者・入院患者の処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可
- ・ただし、設備を兼用する場合にあっても、利用者に対する必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(空床で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。

3 居室

- ・居室床面積 利用者1人当たり10.65㎡以上
- ・居室定員 4人以下

\* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている事業所は、これらの基準を適用しない。

- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

4 食堂

5 機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者

- ・併設の指定通所介護事業所等の施設を利用することにより効率的運営が可能であり、短期入所生活介護の利用者及び指定通所介護等の利用者の処遇に支障がない場合には、居室を除き兼用可

3 居室

- ・居室床面積 利用者1人当たり10.65㎡以上
- ・居室定員 4人以下

\* 法施行の際現に短期入所生活介護の事業に相当する事業を行っている事業所であって、短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準は適用しない。

- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

4 食堂

5 機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者

1人当たり3㎡以上であること

\* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている事業所は、この限りでない。

- ・ 食堂と機能訓練室は兼用可
- ・ サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること

6 浴室  
身体の不自由な方に適したもの

7 便所  
身体の不自由な方に適したもの

8 洗面所  
身体の不自由な方に適したもの

9 その他

- ・ 廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上
- ・ 常夜灯及び消火設備等の非常用設備の設置
- ・ 階段傾斜を緩やかにすること
- ・ 2階以上に居室等の処遇に関わる設備を設ける場合は、避難用傾斜路又はエレベーターの設置

\* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている事業所は、これらの基準を適用しない。

1人当たり3㎡以上であること

\* 法施行の際現に短期入所生活介護の事業に相当する事業を行っている事業所であって、短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、この限りでない。

- ・ 食堂と機能訓練室は兼用可
- ・ サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること

6 浴室  
身体の不自由な方に適したもの

7 便所  
身体の不自由な方に適したもの

8 洗面所  
身体の不自由な方に適したもの

9 その他

- ・ 車いすでの通行が可能な廊下幅
- ・ その他建築基準法及び消防法を遵守していること

| 運 営 基 準   | 基準該当の運営基準（案）   |
|---|--|
| <p>1 利用対象者<br/>           利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。</p> <p>2 サービス提供困難時の対応<br/>           指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>3 職員の体制<br/>           ・ 介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の配置</p> | <p>1 利用対象者<br/>           利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。</p> <p>ただし、<u>1日当たりの利用者数が10人未満の基準該当短期入所生活介護事業については、原則として就寝時間中における排泄その他の介護及び世話を必要としない者を対象とする。</u></p> <p>2 サービス提供困難時の対応<br/> <u>基準該当短期入所生活介護事業者は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）</u><br/> <u>、利用申込者の心身の状況、夜間における介護等の必要性の有無等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な基準該当短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>3 職員の体制<br/>           ・ 介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の配置<br/>           ・ <u>基準該当短期入所生活介護のうち、1日当たりの利用者数が10人未満で、就寝時間帯は原則として介護の必要がない利用者を対象とし、かつ利用者の就寝時以前と起床時以降について適切なサービス提供が出来る場合の夜間の体制は、宿直体制で差し支えない。</u></p> |



#### 4 緊急時等の対応

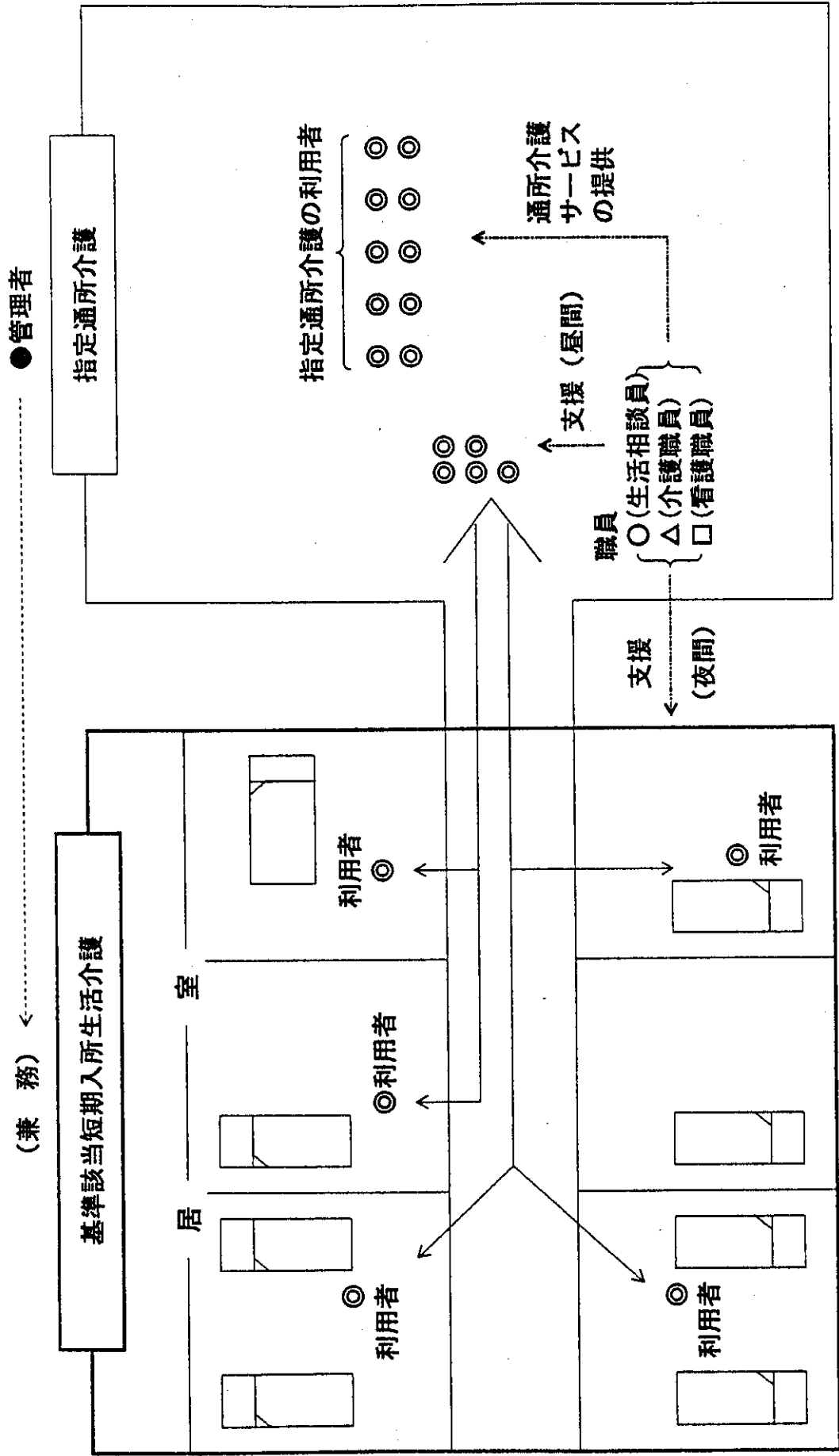
短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 4 緊急時等の対応

- 短期入所生活介護従業者は、現に基準該当短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 基準該当短期入所生活介護は、常に併設の指定通所介護事業所等とのサービス提供に際しての連携体制を確保しておかなければならない。
- 夜間の職員の体制が宿直体制である場合については、緊急時の際の職員支援体制及び近隣の介護保険施設や医療機関等との支援体制を確保しておかなければならない。

\* 上記以外の事項については、指定短期入所生活介護及び他の基準該当サービスの基準に準ずる。

(参考) 基準該当短期入所生活介護のイメージ (指定通所介護事業所に併設の場合)



(注) 通所介護の職員による昼間帯・夜間帯における短期入所生活介護業務に関する支援。

県(都)単独事業によるシヨースト事業の実施状況

|     | 施設数 | 施設状況                                    | 建物構造 | 職員配置  | 1ツド施設当たりベ | 1ツド部屋当たりベ | 1面人積(㎡)当たり居室   | 設備                               | 廊下幅(m)                             |
|-----|-----|---|------|-------|-----------|-----------|----------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 東京都 | 4   | デイ<br>(A型 1, B型 3)                      | 耐火   | 4.1:1 | 5~13      | 1~4       | 8.45~<br>30.78 | 国の要綱に準じる                         | 2.25~<br>3                         |
| 新潟県 | 2   | デイ<br>(B型 2)                            | 耐火   | 4.1:1 | 8         | 4         | 9.0~<br>14.0   | 国の要綱に準じる<br>(1歳医療室なし)            | 1.98~<br>3.5                       |
| 長野県 | 24  | デイ<br>(A型 1, B型 8,<br>D型 1,<br>B+E型 14) | 耐火   | 4.1:1 | 2~8       | 1~8       | 6.3~<br>21.6   | 国の要綱に準じる<br>(医療室、看護婦室は一部の施設のみ設置) | 1.6~<br>6.5                        |
| 島根県 | 10  | デイ<br>(A型 4, B型 10)                     | 耐火   | 4.1:1 | 4         | 2         | 8.25<br>以上     | 国の要綱に準じる<br>(医療室、看護婦室、汚物処理室なし)   | 特養並<br>(片廊下1.8<br>以上、中廊下<br>2.7以上) |